

ニセコ町地域防災計画の一部修正（案）

ニセコ町地域防災計画（2011年2月16日修正）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p><u>第7章</u> 事故災害対策計画 第1節～第5節（略）</p> <p><u>第8章</u> 復旧・復興計画 第1節～第4節（略）</p> <p>第1章 総則 第1節 計画の方針 1 計画の目的と構成 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、ニセコ町の地域に係る災害対策に関し、次の構成により計画を定め、もって町民の生命、身体、財産を災害から守ることを目的とする。 また、本計画は、以下の<u>8章</u>から構成される。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p><u>第7章</u> 原子力災害対策計画</p> <p><u>第8章</u> 事故災害対策計画 第1節～第5節（略）</p> <p><u>第9章</u> 復旧・復興計画 第1節～第4節（略）</p> <p>第1章 総則 第1節 計画の方針 1 計画の目的と構成 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、ニセコ町の地域に係る災害対策に関し、次の構成により計画を定め、もって町民の生命、身体、財産を災害から守ることを目的とする。 また、本計画は、以下の<u>9章</u>から構成される。</p>

現行		改正後（案）																												
第1章～第6章（略）	（略）	第1章～第6章（略）	（略）																											
		第7章 原子力災害対策計画	原子力災害の防災対策に関する計画を別冊とすることを示す																											
第7章 事故災害対策計画	（略）	第8章 事故災害対策計画	（略）																											
第8章 災害復旧・復興計画	（略）	第9章 災害復旧・復興計画	（略）																											
<p>第2節～第3節（略）</p> <p>第4節 町の概要</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 公共施設</p> <p>ニセコ町の公共施設は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">■行政施設</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ニセコ町役場</td> <td>富士見47番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>〃 昆布墓地</td> <td>桂台24番地</td> </tr> </tbody> </table>		■行政施設		住 所	1	ニセコ町役場	富士見47番地	(略)	(略)	(略)	14	〃 昆布墓地	桂台24番地	<p>第2節～第3節（略）</p> <p>第4節 町の概要</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 公共施設</p> <p>ニセコ町の公共施設は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">■行政施設</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ニセコ町役場</td> <td>富士見47番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>〃 昆布墓地</td> <td>桂台24番地</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>ニセコ町コミュニティFM放送施設</td> <td>中央通33番地</td> </tr> </tbody> </table>		■行政施設		住 所	1	ニセコ町役場	富士見47番地	(略)	(略)	(略)	14	〃 昆布墓地	桂台24番地	15	ニセコ町コミュニティFM放送施設	中央通33番地
■行政施設		住 所																												
1	ニセコ町役場	富士見47番地																												
(略)	(略)	(略)																												
14	〃 昆布墓地	桂台24番地																												
■行政施設		住 所																												
1	ニセコ町役場	富士見47番地																												
(略)	(略)	(略)																												
14	〃 昆布墓地	桂台24番地																												
15	ニセコ町コミュニティFM放送施設	中央通33番地																												

現行			改正後（案）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">■観光施設</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>道の駅「ニセコビュープラザ」</td> <td>元町77番地10</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」</td> <td>中央通33番地</td> </tr> </tbody> </table>			■観光施設		住 所	1	道の駅「ニセコビュープラザ」	元町77番地10	2	ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」	中央通33番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">■観光施設</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>道の駅「ニセコビュープラザ」</td> <td>元町77番地10</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」</td> <td>中央通33番地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>ニセコ町五色温泉インフォメーションセンター</u></td> <td><u>ニセコ510番地1</u></td> </tr> </tbody> </table>			■観光施設		住 所	1	道の駅「ニセコビュープラザ」	元町77番地10	2	ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」	中央通33番地	3	<u>ニセコ町五色温泉インフォメーションセンター</u>	<u>ニセコ510番地1</u>
■観光施設		住 所																								
1	道の駅「ニセコビュープラザ」	元町77番地10																								
2	ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」	中央通33番地																								
■観光施設		住 所																								
1	道の駅「ニセコビュープラザ」	元町77番地10																								
2	ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」	中央通33番地																								
3	<u>ニセコ町五色温泉インフォメーションセンター</u>	<u>ニセコ510番地1</u>																								
<p>第5節 （略）</p> <p>第6節 想定する災害</p> <p>（略）</p> <p>1 想定される災害の種類</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>（5）その他の災害・事故</p> <p>（略）</p> <p>第7節 （略）</p>			<p>第5節 （略）</p> <p>第6節 想定する災害</p> <p>（略）</p> <p>1 想定される災害の種類</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p><u>(5) 原子力災害</u></p> <p><u>北海道電力株式会社が設置する泊原子力発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外への放出及び核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により生ずる原子力災害が想定される。</u></p> <p><u>(6) その他の災害・事故</u></p> <p>（略）</p> <p>第7節 （略）</p>																							

現行	改正後（案）																																												
<p>第2章 防災組織 （略）</p> <p>第1節 防災会議 （略）</p> <p>1 構成 （略）</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p style="text-align: center;">ニセコ町防災会議委員</p> <table border="1" data-bbox="141 675 896 1257"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>防災会議条例 該当事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倶知安警察署ニセコ駐在所長</td> <td>1号</td> </tr> <tr> <td>建設課長</td> <td>2号</td> </tr> <tr> <td>保健福祉課長</td> <td>2号</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>3号</td> </tr> <tr> <td>羊蹄山ろく消防組合消防署 ニセコ消防団長</td> <td>4号</td> </tr> <tr> <td>北海道開発局小樽開発建設部 倶知安道路事務所長</td> <td>5号</td> </tr> <tr> <td>後志総合振興局 小樽建設管理部真狩出張所長</td> <td>5号</td> </tr> <tr> <td>ニセコバス株式会社代表取締役社長</td> <td>5号</td> </tr> </tbody> </table>	職名	防災会議条例 該当事項	町長		倶知安警察署ニセコ駐在所長	1号	建設課長	2号	保健福祉課長	2号	教育長	3号	羊蹄山ろく消防組合消防署 ニセコ消防団長	4号	北海道開発局小樽開発建設部 倶知安道路事務所長	5号	後志総合振興局 小樽建設管理部真狩出張所長	5号	ニセコバス株式会社代表取締役社長	5号	<p>第2章 防災組織 （略）</p> <p>第1節 防災会議 （略）</p> <p>1 構成 （略）</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p style="text-align: center;">ニセコ町防災会議委員</p> <table border="1" data-bbox="1144 675 1899 1377"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>防災会議条例 該当事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倶知安警察署ニセコ駐在所長</td> <td>1号</td> </tr> <tr> <td>建設課長</td> <td>2号</td> </tr> <tr> <td>保健福祉課長</td> <td>2号</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>3号</td> </tr> <tr> <td>羊蹄山ろく消防組合消防署 ニセコ消防団長</td> <td>4号</td> </tr> <tr> <td>北海道開発局小樽開発建設部 倶知安道路事務所長</td> <td>5号</td> </tr> <tr> <td>後志総合振興局 小樽建設管理部真狩出張所長</td> <td>5号</td> </tr> <tr> <td>ニセコバス株式会社代表取締役社長</td> <td>5号</td> </tr> <tr> <td>ニセコ町建設業協会長</td> <td><u>6号</u></td> </tr> <tr> <td>羊蹄山ろく消防組合消防署 ニセコ支署長</td> <td><u>6号</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	防災会議条例 該当事項	町長		倶知安警察署ニセコ駐在所長	1号	建設課長	2号	保健福祉課長	2号	教育長	3号	羊蹄山ろく消防組合消防署 ニセコ消防団長	4号	北海道開発局小樽開発建設部 倶知安道路事務所長	5号	後志総合振興局 小樽建設管理部真狩出張所長	5号	ニセコバス株式会社代表取締役社長	5号	ニセコ町建設業協会長	<u>6号</u>	羊蹄山ろく消防組合消防署 ニセコ支署長	<u>6号</u>
職名	防災会議条例 該当事項																																												
町長																																													
倶知安警察署ニセコ駐在所長	1号																																												
建設課長	2号																																												
保健福祉課長	2号																																												
教育長	3号																																												
羊蹄山ろく消防組合消防署 ニセコ消防団長	4号																																												
北海道開発局小樽開発建設部 倶知安道路事務所長	5号																																												
後志総合振興局 小樽建設管理部真狩出張所長	5号																																												
ニセコバス株式会社代表取締役社長	5号																																												
職名	防災会議条例 該当事項																																												
町長																																													
倶知安警察署ニセコ駐在所長	1号																																												
建設課長	2号																																												
保健福祉課長	2号																																												
教育長	3号																																												
羊蹄山ろく消防組合消防署 ニセコ消防団長	4号																																												
北海道開発局小樽開発建設部 倶知安道路事務所長	5号																																												
後志総合振興局 小樽建設管理部真狩出張所長	5号																																												
ニセコバス株式会社代表取締役社長	5号																																												
ニセコ町建設業協会長	<u>6号</u>																																												
羊蹄山ろく消防組合消防署 ニセコ支署長	<u>6号</u>																																												

現行	改正後（案）
<p>2 (略)</p> <p>第2節 災害対策本部 (略)</p> <p>1 構成 (略)</p> <p style="text-align: center;">ニセコ町災害対策本部の構成</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <p style="text-align: center;">ニセコ町災害対策本部</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">防災会議 構成委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町長 ・倶知安警察署ニセコ駐在所長 ・保健福祉課長、建設課長 ・教育長 ・消防団長 ・小樽開発建設部 倶知安道路事務所長 ・小樽建設管理部真狩出張所長 ・ニセコバス社長 </div> </div> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第2節 災害対策本部 (略)</p> <p>1 構成 (略)</p> <p style="text-align: center;">ニセコ町災害対策本部の構成</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <p style="text-align: center;">ニセコ町災害対策本部</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">防災会議 構成委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町長 ・倶知安警察署ニセコ駐在所長 ・保健福祉課長、建設課長 ・教育長 ・消防団長 ・小樽開発建設部 倶知安開発事務所長 ・小樽建設管理部真狩出張所長 ・ニセコバス社長 ・建設業協会会長 ・ニセコ支署長 </div> </div> <p>2 (略)</p>

現行	改正後（案）
<p>3 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>(1) 設置場所 災害対策本部は、庁舎内に設置する。庁舎が被害を受け機能しない場合は、ニセコ町民センターに設置する。</p> <p>(2) 設置基準 ①～④ （略）</p> <p>⑤ その他 （略）</p> <p>(3)～(4) （略）</p> <p>4 災害対策本部の配備体制 （略）</p>	<p>3 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>(1) 設置場所 災害対策本部は、庁舎内に設置する。庁舎が被害を受け機能しない場合は、ニセコ町民センターに設置する。<u>町外へ広域避難しなければならない場合は、受入先市町村内に設置する。</u></p> <p>(2) 設置基準 ①～④ （略）</p> <p>⑤ <u>原子力災害</u> ・<u>原子力防災管理者から特定事象の発生通報を受け、今後の進展が予想されるときで、町長が必要と認めたとき。</u> ・<u>内閣総理大臣が原子力災害緊急事態宣言を発出したとき。</u></p> <p>⑥ その他 （略）</p> <p>(3)～(4) （略）</p> <p>4 災害対策本部の配備体制 （略）</p>

現行				改正後（案）				
(1) 地震及び風水害等の災害時の配備基準と配備内容				(1) 地震及び風水害等の災害時の配備基準と配備内容				
区分		配備基準		配備基準		配備内容		
災害対策警戒配備体制	警戒配備	1号配備	【地震災害】 (略) 【風水害等】 ②暴風・大雨警報、洪水警報等が発表され、災害の発生が予想されるときで、 <u>総務課長</u> （防災担当課長）が警戒配備を必要と認めたとき。	総務課、 <u>企画課</u> 、農政課、建設課、上下水道課の課長、防災担当者、広報担当者で、 ①～④（略）	災害対策警戒配備体制	警戒配備	【地震災害】 (略) 【風水害等】 ②暴風・大雨警報、洪水警報等が発表され、災害の発生が予想されるときで、 <u>総務課参事</u> （防災担当課長）が警戒配備を必要と認めたとき。	総務課、 <u>企画環境課</u> 、農政課、建設課、上下水道課の課長、防災担当者、広報担当者で、 ①～④（略）
		2号配備	【地震災害】 (略) 【風水害等】 ④（略）				(略)	
災害対策本部体制	特別警戒配備	2号配備	【地震災害】 (略) 【風水害等】 ④（略）	(略)	災害対策本部体制	特別警戒配備	【地震災害】 (略) 【原子力災害】 ④ <u>原子力防災管理者から特定事象の発生通報を受け、今後の進展が予想されるときで、町長が必要と認めたとき。</u> 【風水害等】 ⑤（略）	(略)

現行				改正後（案）			
区分		配備基準		配備基準		配備内容	
災害対策本部体制	非常配備	3号配備	【地震災害】	【地震災害】	【原子力災害】	③内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。	(略)
			① (略)				
			② (略)				
			【風水害等】		【風水害等】		
			③ (略)		④ (略)		
			【地震災害・風水害等共通】		【地震災害・風水害等共通】		
			④ (略)		⑤ (略)		
<p>その他災害時等の配備基準と配備内容、人員 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>				<p>その他災害時等の配備基準と配備内容、人員 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>			

現行			改正後（案）		
5 災害対策本部の業務 災害対策本部におく各部の所掌事務は、次のとおりである。（災害対策本部業務分担表）			5 災害対策本部の業務 災害対策本部におく各部の所掌事務は、次のとおりである。（災害対策本部業務分担表）		
班名	係名及び担当者	災害業務	班名・班長	担当課	災害業務
総務班 総務課 出納室 議会事務局	総務係	1～12（略）	総務班 (総務課参事)	総務課	1～18（略）
	管財係	13～15（略）		出納室	
	議会総務係		議会事務局		
	財政係 出納係	16～18（略）			
情報・広報班 企画課 町民生活課 商工観光課	経営企画係	1～3（略）	情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課	1～9（略）
	緑の分権推進係			町民生活課	
	商工観光係			商工観光課	
	観光戦略推進係				
広報班	広報広聴係	4～9（略）			
	住民係				

現行			改正後（案）		
班名	係名及び担当者	災害業務	班名・班長	担当課	災害業務
民生班 保健福祉課 地域包括支援 センター 町民生活課	福祉係	1～6（略）	民生班 (保健福祉課長) (町民生活課長)	保健福祉課 地域包括支援セン ター 町民生活課	1～11（略）
	保険医療係	7～11（略）			
	健康づくり係				
	介護支援係 環境係				
建設班 町民生活課 建設課 上下水道課	管理係	1～10（略）	建設班 (建設課長)	町民生活課 建設課 上下水道課	1～20（略）
	土木計画係				
	町民生活係				
	都市計画係 建築係 住宅管理係				
	(上下水道) 管理係 維持係				

現行			改正後（案）		
班名	係名及び担当者	災害業務	班名・班長	担当課	災害業務
物資・輸送班 税務課	<u>税務係</u> <u>固定資産税係</u>	1～3（略）	物資・輸送班 <u>（税務課長）</u>	<u>税務課</u>	1～3（略）
農政班 農政課 農業委員会	<u>農業推進係</u> <u>農地整備係</u> <u>畜産林務係</u> <u>農地係</u>	1～5（略）	農政班 <u>（農政課長）</u>	<u>農政課</u> <u>国営農地再編整備推進室</u> <u>農業委員会事務局</u>	1～5（略）
教育班 教育委員会	<u>総務係</u> <u>学校教育係</u> <u>高校事務係</u>	1～5（略）	教育班 <u>（学校教育課長）</u> <u>（町民学習課長）</u>	<u>学校教育課</u> <u>町民学習課</u> <u>学校給食センター</u> <u>幼児センター</u> <u>地域子育て支援センター</u>	1～17（略）
	<u>町民学習係</u> <u>公民館係</u> <u>有島記念館係</u>	6～9（略）			
	<u>学校給食センター係</u>	10～12（略）			
	<u>幼児センター</u>	13～17（略）			

現行	改正後（案）
<p>第3章 災害情報通報計画 （略）</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 災害通信計画 （略）</p> <p>1 災害時の通信</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 通信手段 通信機器が利用できない場合、輻輳して利用できない場合が予想され、複数の方法を臨機応変に使い分け、必要な通信を確保する。なお、以下の手段で通信ができない場合には、バイク・自転車により連絡を行う。</p> <p>①～5 （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画 （略）</p> <p>1 異常現象発見時の情報の収集及び広報</p> <p>(1)～(4) （略）</p>	<p>第3章 災害情報通報計画 （略）</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 災害通信計画 （略）</p> <p>1 災害時の通信</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 通信手段 通信機器が利用できない場合、輻輳して利用できない場合が予想され、複数の方法を臨機応変に使い分け、必要な通信を確保する。なお、以下の手段で通信ができない場合には、<u>自動車・バイク・自転車により移動して、直接連絡を行う。</u></p> <p>①～5 （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画 （略）</p> <p>1 異常現象発見時の情報の収集及び広報</p> <p>(1)～(4) （略）</p>

ニセコ町地域防災計画の一部修正（案）追加

ニセコ町地域防災計画（2011年2月16日修正）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第2章 防災組織 （略）</p> <p>第1節 防災会議 （略）</p> <p>1 構成 （略）</p> <p>(1)～(5) （略）</p>	<p>第2章 防災組織 （略）</p> <p>第1節 防災会議 （略）</p> <p>1 構成 （略）</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) その他町長が必要と認める者（定数2人）</p>